

2016 年 1 月 29 日
日 本 銀 行

「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成 28 年 1 月 28・29 日の政策委員会・金融政策決定会合において、貸出増加や成長基盤の強化に向け、設備・人材投資に積極的な企業に対する支援という観点も踏まえつつ、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成 27 年 12 月 17・18 日の政策委員会・金融政策決定会合の決定に関するものです。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成 24 年 12 月 20 日決定）を別紙 1 のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成 22 年 6 月 15 日決定）を別紙 2 のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成 22 年 6 月 15 日決定）を別紙 3 のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成 23 年 6 月 14 日決定）を別紙 4 のとおり一部改正すること。

5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。
8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
11. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙11のとおり一部改正すること。
12. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)
矢 野 (03-3277-3768)

「貸出支援基金運営基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~32~~33年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金
供給基本要領」 中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~28~~29年
7月1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わな
い。

- (2) 略(不変)

- 11. を横線のとおり改める。

11. 貸付受付期限

9. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~28~~29年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~32~~33年6月30日をもつて廃止する。

○ 別紙 1 の 1. を横線のとおり改める。

1. 期間 1 年以上の融資または投資を行う取り組み方針であるもののうち、資金使途が以下次の①から⑱までに該当するか、または、その融資先または投資資金を用いて事業を行う者が次の⑲に該当するなど、成長基盤強化に資する期間 1 年以上の融資または投資を行う取り組み方針ものであること。

① }
∫ } 略（不変）
⑱ }

⑲ 税の特例（特定の事業のみを対象とするものを除く。）に関する法律の規定のうち、事業の用に供する設備の取得等もしくは試験研究の実施を要件とするもの、または、雇用者への給与等支給額の増加を要件とするものの適用を受けているなど、設備・人材投資に積極的に取り組んでいると認められる者

○ 別紙 2 の 1. を横線のとおり改める。

1. 次の（１）または（２）に該当する取り組み方針であること。

（１） 資金が国内において使用される投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が別紙 1 の 1. の①から⑱までに該当するか、または投資先が別紙 1 の 1. の⑲に該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する期間 1 年以上の融資または投資を行うものであること。

（２） 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、別紙１の１．および別紙２の１．に係る一部改正については、平成２８年４月１日以後の日を貸付実行日とする貸付けに適用する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~32~~33年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」 中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、基本要領 7. (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~28~~29年 3 月 31 日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~32~~33年 6 月 30 日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における小口投融資に関する特則」 中一部改正

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えに
かかるものを除き、平成~~28~~29年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~32~~33年6月30日をもって廃止
する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」 中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期限

7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~28~~29年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~32~~33年6月30日をもって廃止する。

- 別紙の2. を横線のとおり改める。

2. 資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が基本要領別紙1の1. の①から⑱までに該当するか、または投融資先が基本要領別紙1の1. の⑱に該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する外貨建て投融資を行うためのものであること。

(附則)

この一部改正は、本日から実施し、別紙の2. に係る一部改正については、平成28年4月1日以後の日を貸付実行日とする貸付けに適用する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」 中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 平成 26 年 4 月 1 日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) }
(2) } 略（不変）

(3) 貸付実行日

平成 ~~28~~ 29 年 6 月 30 日までの別に定める日とする。

(4) }
5 } 略（不変）
(6) }

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成 ~~32~~ 33 年 6 月 30 日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
における貸付対象先選定基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~32~~33年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」 中一部
改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~32~~33年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~28~~29年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~28~~29年4月30日をもって
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについて
は、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~28~~29年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中一部
改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成 2 3 年 5 月 3 1 日までの別に定める日から実施し、平
成 ~~2 9~~ 3 0 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。